

NTT関連労働組合協議会
東京都千代田区岩本町 2-17-4 米澤ビル
労働運動センター
TEL (03) 5820-2070 FAX (03) 5820-2080
http://www.n-kanrou.com

発行責任者：島本保徳 編集責任者：加藤勝年

徳島へ戻った

昨年「退職・再雇用」選択を迫られた徳島・Iさんは、「どれも選択できない」と「雇用選択通知書」に名前だけ記入し提出。NTTは障害をもつ家族がいるにも関わらず、満了型とみなし、5月、兵庫へ見せしめ・嫌がらせの配転を行った。しかし、Iさんと仲間の闘いで8月、徳島へ戻った。



構造改革を認めない

Iさんは、NTT構造改革は認めることはできない、NTT労組はこれを容認しようとしている、として一昨年NTT労組を脱退しました。

その後、徳島地域合同労働組合(ユニオン徳島)に加盟、11万人首切り合理化攻撃に、団体交渉、訴訟闘争を柱に闘ってきました。NTT西日本会社とは、徳島で団交を行い、「会社案に基づく諸施策は法を逸脱している部分があり認められない」と主張してきました。「雇用選択通知書」は、どれも選択できない、と名前だけ記入し提

出しました。会社は、60才満了を選択したとみなし、4月、大阪支店兼務を皮切りに嫌がらせ・見せしめの対応をしてきました。

広域配転 団交へ

Iさんは、ダウン症という障害をもつお子さんを抱えています。NTTは、このことを知りつつ、5月に兵庫支店への広域配転を強行しました。Iさんは大阪地裁に地位保全の訴状を提出するとともに、「配置転換について」団交を行いました。さらに、兵庫労働局に相談、兵庫労働局は、NTTを呼び「然るべき対応す

統一自治体選・N関労組織内候補



かのう花枝
神戸・須磨区



鈴木やすとも
東京・練馬区

ただ、NTTは厚生労働省の「育児・介護休業法の改正(育児・介護の必要な労働者の配置には配慮が必要)」を認め、NTT職場に適用しようとはしていません。「人権や生活を守れ」という闘いはこれからです。

泣き寝入りしない

■N関労とともに闘おう

Iさんの闘いは、職場段階での団体交渉権を自ら捨てたNTT労組に加盟したままで勝ち取れなかった、1人の問題を組織の問題として闘う労働組合が必要、泣き寝入りをせず、正しいことは譲れないとの決意が必要、ということをお話しています。

でなければダメ」と応酬するなかで「8月1日、徳島への配転をする」との回答を引き出し、徳島へ戻ることができました。

「退職・再雇用選択」電話相談

(03)5820-2070

日時	
1月17日(金)	PM6.30~8.00
1月18日(土)	AM10.00~5.00
1月19日(日)	AM10.00~5.00
1月20日(月)	PM6.30~8.00
1月21日(火)	PM6.30~8.00
1月22日(水)	PM6.30~8.00
1月23日(木)	PM6.30~8.00

- ①自らの考え方をキチッと持ち、毅然として会社と対応する。
- ②会社とのやり取りには「メモ」や「テープ」を取っておく。
- ③少なくとも、安易に会社と対応しない。簡単に「分った」などと言わない。
- ④「元職場・仕事」に戻りたい、などとS選択を考えている場合は、会社側の文書で約束を取りつけること、などの決意と準備が必要。
- ⑤短気は損気。「辞めてやる」などと、絶対言わぬこと。会社の思惑。

今NTTは、再び50才以上の労働者に「退職・再雇用」選択を迫っています。

N関労は、「再雇用を選択しない満50歳以上の社員に対して、「雇用形態選択通知書」の提出を強制しないこと。特に、前年「退職・再雇用」を拒否した社員に対する、「選択通知の強制」は退職勧奨の繰り返しになるので、中止すること。「雇用形態・処遇体系選択通知」についての意思を明確にした社員に対して、繰り返し「説得」等は行わないこと。「繰延型」若しくは「一時金型」

雇用形態・処遇体系の多様化の実施について

1月6日~	社員通知(労働条件・新業務運営体制等)社員通知後 面談実施(希望把握・雇用形態選択通知書の手交・受領)
1月31日	雇用形態選択通知書の提出
2月28日	会社決定(辞職承認通知書交付)
3月上旬	内定通知書交付
3月31日	退職
4月1日	再雇用(採用通知書交付・誓約書受領)

* 昨年度NTTを選択した社員も同様のスケジュールとなる

N関労に加盟しましょう

NTT労働者のみなさん！
NTT 11万人首切り合理化に反対し、1人の問題を組織の問題とし、闘うN関労に加盟しましょう。
N関労共済(全労済と提携)もあります。

連絡先 (03) 5820-2070